



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第34回 新しい防衛大綱等がめざすもの

憲法問題対策センター事務局長 堀井 準 (38期)

昨年12月17日に、新しい防衛大綱、国家安全保障戦略、中期防衛力整備計画が閣議決定された。

防衛大綱では、専守防衛、非核三原則を守ると謳われているが、同時に国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から「国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動」等を積極的に実施していくとされている。この活動は、国連平和維持活動（PKO）や人道支援・災害救助等とは区別された自衛隊の活動類型とされているので、自衛隊の集団的自衛権行使の場面や多国籍軍参加の事態を想定したものかと懸念される。この問題を中期防衛力整備計画から見てみると、より具体的に、国際平和協力活動等の実施のため、1隻のヘリコプター搭載護衛艦と2隻のイージス艦を中心とした護衛隊群（艦隊）4つを維持するとされている。ヘリコプター搭載護衛艦は、垂直離着陸機を持つF35B戦闘機を搭載すれば、正に空母そのものとなる。攻撃用戦闘機等を搭載できる空母と、群を抜いた索敵能力とミサイル攻撃能力を持つイージス艦からなる艦隊によって、自衛隊に何をさせようとしているのか厳しく問われなければならない。

その他、従来のヘリコプターより航続距離も長く搭載人員も多いオスプレイの導入（航空法違反の疑いが強い）、島嶼への侵攻があった場合、上陸・奪回・

確保するための水陸機動団（上陸用舟艇含む）の新編成、既存2個師団＋2個旅団の機動師団／旅団への改編、潜水艦の大幅増勢、弾道ミサイル発射手段等への対応能力・必要措置（相手方ミサイル基地への攻撃も視野に入る）、複数の他国との武器共用化・共同開発による武器輸出三原則の緩和、宇宙空間の防衛目的利用の促進・開発（研究・商業用ロケット・人工衛星の軍事転用を含む）等も明記されている。

こうして見てみると、新しい防衛大綱及び関連計画は、専守防衛の維持を謳いながらも、防衛力を大幅に増強し、機動運用能力を与えるもので、島嶼奪回作戦、自衛隊の大規模な海外派遣、宇宙空間の軍事利用等、これまでの専守防衛政策を大幅に変更させるものである。これが安倍政権の「積極的平和主義」の内容であるならば、全世界の国民に平和的生存権を認め、武力行使によることなく問題や紛争を解決することを約束している日本国憲法の恒久平和主義を死文化させてしまうものとの批判を免れないだろう。

新しい防衛大綱が専守防衛を維持するとの言葉に惑わされることなく、こうした防衛政策の実体によって、解釈改憲の道を安易に実現させることがないよう、国民は監視していく必要がある。